

## 別紙1 使用料等改定方針

### 1 既存使用料の算定方法

#### ① 施設コスト

$$= (\text{維持管理費}^{※1} + \text{人件費} + \text{減価償却費}^{※2}) \times (\text{使用料対象面積} / \text{総面積})$$

#### ② 受益者負担額 = 施設コスト × 施設の性質に応じた負担割合<sup>※3</sup>

#### ③ 基準となる使用料額 = 使用料額 + 減免額

#### ④ 改定率 = ②受益者負担額 ÷ ③基準となる使用料額

(受益者負担額を賄うために現使用料に乘じる必要がある単純改定率)

#### ⑤ ④で算出した改定率をもとに以下の判断を行う

##### (ア) 改定対象

④改定率 110% を超える施設

##### (イ) 激変緩和措置の適用

改定率の上限は現行使用料の 200% とする

##### (ウ) 近隣市町村類似施設との均衡を考慮

単純改定率若しくは激変緩和措置適用後の改定率から算出した改定後使用料が近隣市町村類似施設平均使用料の 1.5 倍を超過する場合は、当該平均使用料の 1.5 倍を改定の上限とする。

※1 他使用料等で賄う経費、維持管理費とは係わりのない活動経費、100 万円以上の基準となる年度に限って要した経費、資本的支出は維持管理費から控除する

※2 使用料徴収期間（改定後 5 年間）の平均減価償却費

※3 別表1 施設の性質別負担割合一覧

※4 改定する使用料の端数処理については、10 円未満切り捨てで整理する。

#### 【参考】改定率算出例

(例1) 現行使用料 1,000 円 単純改定率 130% 近隣市町村類似施設平均額 1,800 円

現行使用料 1,000 円 × 単純改定率 130% (1,300 円) < 近隣平均 1,800 円 × 1.5 (2,700 円)

⇒改定率 130%

(例2) 現行使用料 1,000 円 単純改定率 360% 近隣市町村類似施設平均額 1,800 円

現行使用料 1,000 円 × 改定率上限 200% (2,000 円) < 近隣平均 1,800 円 × 1.5 (2,700 円)

⇒改定率 200%

(例3) 現行使用料 1,000 円 単純改定率 360% 近隣市町村類似施設平均額 1,200 円

現行使用料 1,000 円 × 改定率上限 200% (2,000 円) > 近隣平均 1,200 円 × 1.5 (1,800 円)

⇒改定率 180% ( $1,800 \div 1,000 = 1.8 \Rightarrow 180\%$ )

【別表1 施設の性質別負担割合一覧】

民間による提供の可能性	A 非市場的	<50%> 【教育施設】 野外教育センター、少年自然の家、青少年センター 【その他の施設】 二川宿本陣資料館、総合動植物公園	<25%>	<0%> 道路、河川、小中学校(学校開設除外) 図書館(貸室除く)、交通児童館、老人福祉センター、斎場(火葬料金等別途)
	B 中間	<75%> 【文化施設】 市民文化会館、公会堂、三の丸会館、西川芸能練習場、穂の国よしし芸術劇場、アイプラザ豊橋、ライフポート(コンサートホール・中ホール、男女共同参画センター、勤労者会館、教育会館) 【スポーツ施設】 屋内プール・アイスアリーナ、トレーニングセンター、岩田総合球技場、総合運動場、武道館、総合体育館、地区体育館、万場調整池庭球場 【福祉施設】障害者等福祉関係者以外の会議室等の利用) 総合福祉センター、障害者福祉会館、更生保護会館 【授業料】 看護専門学校、豊橋市立高等学校、家政高等専修学校 【その他の施設】 こども未来館、保健所・保健センター、りすば豊橋、職業訓練センター、視聴覚教育センター、図書館(会議室)、美術博物館、自然史博物館、商家「駒屋」、産業人材育成センター、まちなか広場	<50%> 【コミュニティ施設】 市民センター、生涯学習センター、校区市民館	<25%> 斎場(多目的室利用)
	C 市場的	<100%> 公共駐車場、市営墓地、市営住宅	<75%>	<50%>
		III 選択的	II 中間	I 必需的
	選択的	生活上の必要性		必需的

## 2 連続使用時における隙間時間の使用料徴収

目的：使用料区分の隙間となっている時間について、連続使用の場合は施設を占有していることから、当該使用料相当額を使用者に負担を求めて受益者負担の適正化を図る。

対象：使用料の各時間区分の間に隙間時間がある施設の専用使用料

内容：施設を連続使用する場合は、隙間時間の使用料相当額を加算した金額設定とする。

(例) [現行]

午前	(隙間)	午後	(隙間)	夜間
9:00	12:00	13:00	17:00	18:00
~12:00	~13:00	~17:00	~18:00	~21:00
2,790円		3,720円		2,790円
6,510円		6,510円		
9,300円				

[改定後]

午前	(隙間)	午後	(隙間)	夜間
9:00	12:00	13:00	17:00	18:00
~12:00	~13:00	~17:00	~18:00	~21:00
2,790円	(930円)	3,720円	(930円)	2,790円
7,440円 (+930円)		7,440円 (+930円)		
11,160円 (+1,860円)				

( ) 内は隙間時間の使用料相当額

※条例の記載方法については調整中のため、決定次第改めて周知します。

## 3 市外利用者割増料金の導入

目的：使用料算定の基本的な考え方では、施設の総コストに受益者負担割合を乗じて算出しているが、受益者負担の残りの部分は公費で負担していることを鑑み、市外の利用者に応分の負担を求めて受益者負担の適正化を図る。

対象：施設の性質別負担割合の表において、生活上の必需性が「III選択的」かつ、民間による提供の可能性が「A 非市場的」「B 中間」に分類される施設の専用使用料（別表2 市外利用者割増料金導入対象施設参照）

内容：対象施設の専用使用料について、市外の者が使用する場合の割増料金を設定する。

割増率については、受益者負担率が 50% の施設は通常使用料の 2 倍、75% の施設は通常使用料の 1.5 倍の金額とする。

【別表2 市外利用者割増料金導入対象施設（貸室等専用使用料のみ）】

非市場的 (公益的)	A 非市場的	<b>&lt;50%&gt;</b> <b>[教育施設]</b> 野外教育センター、少年自然の家、青少年センター <b>[その他の施設]</b> 二川宿本陣資料館、総合動植物公園	<b>&lt;25%&gt;</b>	<b>&lt;0%&gt;</b> 道路、河川、小中学校（学校開放除外）、図書館（貸室除く）、交通児童館、老人福祉センター、斎場（火葬料金等別途）
	B 中間	<b>&lt;75%&gt;</b> <b>[文化施設]</b> 市民文化会館、公会堂、三の丸会館、西川芸能練習場、穂の国とよはし芸術劇場、アイプラザ豊橋、ライフポート（コンサートホール・中ホール、男女共同参画センター、勤労者会館、教育会館） <b>[スポーツ施設]</b> 屋内プール・アイスアリーナ、トレーニングセンター、岩田総合球技場、総合運動場、武道館、総合体育館、地区体育館、万場調整池庭球場 <b>[福祉施設]</b> （障害者等福祉関係者以外の会議室等の利用） 総合福祉センター、障害者福祉会館、更生保護会館 <b>[授業料]</b> 看護専門学校、豊橋市立高等学校、家政高等専修学校 <b>[その他の施設]</b> こども未来館、保健所・保健センター、りすば豊橋、職業訓練センター、視聴覚教育センター、図書館（会議室）、美術博物館、自然史博物館、商家「駒屋」、産業人材育成センター、まちなか広場	<b>&lt;50%&gt;</b> <b>[コミュニティ施設]</b> 市民センター、生涯学習センター、校区市民館	<b>&lt;25%&gt;</b> 斎場（多目的室利用）
	C 市場的	<b>&lt;100%&gt;</b> 公共駐車場、市営墓地、市営住宅	<b>&lt;75%&gt;</b>	<b>&lt;50%&gt;</b>
		III 選択的	II 中間	I 必需的
		選択的	生活上の必要性	必需的

※条例の記載については、料金表欄外の備考に「市外の者が使用する場合は、当該使用料の倍額とする。」等の文章を掲載する予定ですが、詳細については現在調整中のため、決定次第改めて周知します。

#### 【参考・市外利用者割増料金既導入施設の記載例】

（例）豊橋市野外教育センター条例（抜粋）

別表(第6条関係)

使用区分		単位		金額
宿泊室	小人	1人	1泊以内に つき	円 150
	大人	1人		550
キャンプ場	小人	1人		30
	大人	1人		100
物品	テント	1張		360
	毛布	1枚		40
	炊事用具	1組		130

#### 備考

- 小人とは、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校に在学する児童又は生徒をいう。
- 市外の者が使用する場合は、当該使用料の倍額とする。